

～働く女性のみなさんへ～

働きながら安心して子供を産むことができるよう、
事業主に申し出て健康診査などをきちんと
受けるようにしましょう。

妊娠中及び出産後の働く女性について、男女雇用機会均等法では次のような定めをしています。

1

事業主に申し出て、勤務時間中に健康診査等を受けに行くことができます。
(均等法第22条)

(1) 妊娠中の健康診査の回数

妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週から35週まで	2週間に1回
妊娠36週以後出産まで	1週間に1回

(ただし、主治医等からこれと異なる指示を受けたときは、その指示に従って、行くことができます。)

(2) 産後(出産後1年以内)の健康診査の回数
主治医等の指示に従ってください。

2

健康診査等で主治医等から通勤緩和等の指導を受けたときは、母性健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)等を用いて、事業主にそのことを申し出て、勤務時間の短縮などの措置を受けることができます。(均等法第23条)

【指導内容と具体的な措置の例】

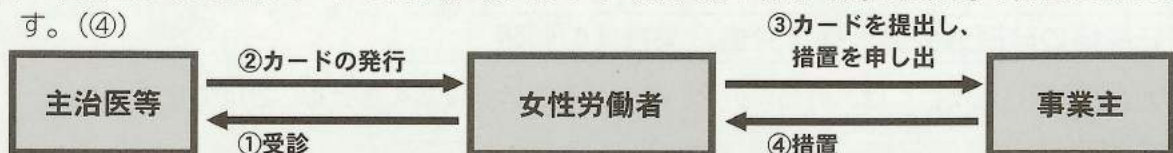
- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 妊娠中の通勤緩和 | 時差出勤、勤務時間の短縮等の措置 |
| (2) 妊娠中の休憩 | 休憩時間の延長、回数の増加等の措置 |
| (3) 妊娠中又は出産後の症状等への対応 | 作業の制限、勤務時間の短縮、休憩等の措置 |

(特に主治医等の指導を受けていなくても、体調の変化などにより今までどおりの勤務を続けることが困難なときは、早めに事業主に申し出て適切な対応をとってもらいましょう。)

☆母健連絡カードは、主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝えるのに役立つカードです。(入手先は裏面参照)。

母健連絡カードの使い方 (カードを切り離してご利用ください。)

- (1) 妊娠中及び出産後の健康診査等の結果、通勤緩和や休憩に関する措置などが必要であると主治医等に指導を受けたとき、母健連絡カードに必要な事項を記入して発行してもらいます。(①、②)
- (2) 女性労働者は、事業主に母健連絡カードを提出して措置を申し出ます。(③)
- (3) 事業主は母健連絡カードの記入事項に従って時差通勤や休憩時間の延長等の措置を講じます。(④)



●母健連絡カードの入手、働く女性の母性健康管理についてのお問い合わせは、
労働省女性少年室へ

北海道	011-709-2715	東京	03-3814-5372	滋賀	077-523-1190	香川	087-831-3762
青森	0177-35-1033	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-622-4645	新潟	025-266-0047	大阪	06-6941-8940	高知	0888-85-6041
宮城	022-299-8844	富山	0764-32-2740	兵庫	078-332-7045	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-231-3086	奈良	0742-36-1820	佐賀	0952-32-7150
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	0734-22-4743	長崎	095-844-4384
福島	024-536-4609	山梨	055-252-6779	鳥取	0857-22-3249	熊本	096-352-3865
茨城	029-221-3915	長野	026-234-7817	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-3046	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-25-5531
群馬	027-231-5136	静岡	054-252-5310	広島	082-223-2878	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-822-4273	愛知	052-951-4191	山口	0839-22-8017	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-228-2782	徳島	088-652-2718		

母健連絡カードは、労働省ホームページからも入手できます。

<http://www.mol.go.jp/topics/seido/josei/hourei/980801-30.htm>

労働基準法における 母性保護規定のあらまし

労働基準法には、女性労働者の母性保護のために次のような規定があります。

○産前・産後休業

産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）は女性が請求した場合、就業させることはできません。ただし、産後6週間経過後に本人が請求し、医師が支障ないと認めた業務については就業させることができます。

○妊婦の軽易業務転換

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に替えなければなりません。

○妊産婦の危険有害業務の就業制限

妊産婦については、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。

○妊産婦に対する変形労働時間制の適用制限

変形労働時間制がとられる場合にも、妊産婦が請求した場合には、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることはできません。

○妊産婦の時間外労働、休日労働、深夜業の制限

妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることはできません。

○育児時間

生後満1年に達しない生児を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。

(表)

母性健康管理指導事項連絡カード

事業主殿

平成 年 月 日

医療機関等名 _____

医師等氏名 _____ 印

下記の1の者は、健康診査及び保健指導の結果、下記2～4の措置を講ずることが必要であると認めます。

記

1 氏名等

氏名	妊娠週数	週	分娩予定日	年	月	日
----	------	---	-------	---	---	---

2 指導事項（該当する指導項目に○を付けてください。）

症 状 等		指 導 項 目	標 準 措 置
つわり	症状が著しい場合		勤務時間の短縮
妊娠悪阻			休業（入院加療）
妊婦貧血	Hb9g/dl以上11g/dl未満		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	Hb9g/dl未満		休業（自宅療養）
子宮内胎児発育遅延	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）
切迫流産（妊婦22週未満）			休業（自宅療養又は入院加療）
切迫早産（妊婦22週以後）			休業（自宅療養又は入院加療）
妊娠中毒症	浮腫	軽症	負担の大きい作業、長時間の立作業、同一姿勢を強制される作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	蛋白尿	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
	高血圧	軽症	負担の大きい作業、ストレス・緊張を多く感じる作業の制限又は勤務時間の短縮
		重症	休業（入院加療）
妊娠前から持っている病気（妊娠により症状の悪化が見られる場合）	軽症		負担の大きい作業の制限又は勤務時間の短縮
	重症		休業（自宅療養又は入院加療）

(裏)

症 状 等			指 導 項 目	標 準 措 置
妊 娠 中 にか りや す い 病 気	静 脈 瘤 ^{りゅう}	症 状 が 著 し い 場 合		長 時 間 の 立 作 業、同 一 姿 勢 を 強 制 さ れ る 作 業 の 制 限 又 は 横 に な っ て の 休 憩
	痔 ^じ	症 状 が 著 し い 場 合		
	腰 痛 症	症 状 が 著 し い 場 合		長 時 間 の 立 作 業、腰 に 負 担 の か か る 作 業、同 一 姿 勢 を 強 制 さ れ る 作 業 の 制 限
	膀 胱 炎 ^{ぼうこう}	軽 症		負 担 の 大 き い 作 業、長 時 間 作 業 場 所 を 離 れ る こ と の で き な い 作 業、寒 い 場 所 で の 作 業 の 制 限
		重 症		休 業（入 院 加 療）
多 胎 妊 娠（胎）				必 要 に 応 じ、負 担 の 大 き い 作 業 の 制 限 又 は 勤 務 時 間 の 短 縮 多 胎 で 特 殊 な 例 又 は 三 胎 以 上 の 場 合、特 に 慎 重 な 管 理 が 必 要
産 後 の 回 復 不 全		軽 症		負 担 の 大 き い 作 業 の 制 限 又 は 勤 務 時 間 の 短 縮
		重 症		休 業（自 宅 療 養）

標準措置と異なる措置が必要である等の特記事項があれば記入してください。

--

3 上記2の措置が必要な期間（当面の予定期間に○を付けてください。）

1 週間（ 月 日 ～ 月 日 ）	
2 週間（ 月 日 ～ 月 日 ）	
4 週間（ 月 日 ～ 月 日 ）	
その他（ ）	

4 その他の指導事項（措置が必要である場合は○を付けてください。）

妊娠中の通勤緩和の措置	
妊娠中の休憩に関する措置	

〔記入上の注意〕

- (1) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の通勤緩和の措置」欄には、交通機関の混雑状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、措置が必要な場合、○印をご記入ください。
- (2) 「4 その他の指導事項」の「妊娠中の休憩に関する措置」欄には、作業の状況及び妊娠経過の状況にかんがみ、休憩に関する措置が必要な場合、○印をご記入ください。

指導事項を守るための措置申請書

上記のとおり、医師等の指導事項に基づく措置を申請します。

平成 年 月 日

所 属 _____

事 業 主 殿

氏 名 _____ 印

この様式の「母性健康管理指導事項連絡カード」の欄には医師等が、また、「指導事項を守るための措置申請書」の欄には女性労働者が記入してください。